八　小豆
(一)～(三)　（略）
附
一～三　（略）
（削る。）
四・五　（略）
定義　（略）
九　いんげん
(一)～(三)　（略）
附
一～五　（略）
（削る。）
六・七　（略）
定義　（略）
十一　そば
(一)～(三)　（略）
附
一～四　（略）
（削る。）
五・六　（略）
定義　（略）

八　小豆
(一)～(三)　（略）
附
一～三　（略）
四　種子小豆の規格は、都道府県知事が指定する採種ほで生産されたものについて適用する。
五・六　（略）
定義　（略）
九　いんげん
(一)～(三)　（略）
附
一～五　（略）
六　種子いんげんの規格は、都道府県知事が指定する採種ほで生産されたものについて適用する。
七・八　（略）
定義　（略）
十一　そば
(一)～(三)　（略）
附
一～四　（略）
五　種子そばの規格は、都道府県知事が指定する採種ほで生産されたものについて適用する。
六・七　（略）
定義　（略）

○国土交通省告示第八百九十八号

家賃債務保証業者登録規程を次のように定める。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

家賃債務保証業者登録規程

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　登録（第三条―第十条）
第三章　業務（第十一条―第二十五条）
第四章　監督（第二十六条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、家賃債務保証業を営む者の登録に関し必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、家賃債務保証の健全な発達を図ることを通じて、もって賃貸住宅の賃借人その他の者の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「家賃債務保証業」とは、賃貸住宅の賃借人（以下単に「賃借人」という。）の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下「家賃債務」という。）を保証することを業として行うことをいう。

2　この規程において「家賃債務保証業者」とは、次条第一項の登録を受けて家賃債務保証業を営む者をいう。

3　この規程において「保証委託契約」とは、家賃債務保証業者が賃借人と締結する契約であって、当該家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とするものをいう。

4　この規程において「保証契約」とは、家賃債務保証業者が賃借人の委託を受けて賃貸人と締結する契約であって、当該家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。

第二章　登録

（登録）

第三条　家賃債務保証業を営む者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2　前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。